

9月1日は「防災の日」～台風シーズンに備えましょう～

9月1日は『防災の日』です。台風、高潮、津波、地震等の災害についての認識を深め、それらの災害に対処する心構えを準備するためとして、1960年（昭和35年）に内閣の閣議により制定されました。また、1982年（昭和57年）からは、9月1日の『防災の日』を含む1週間（8月30日から9月5日まで）が『防災週間』と定められています。これから本格的な台風シーズンに入りますので、この機会に自分の周囲で起こる可能性がある災害や、身の回りの危険な箇所、また避難場所や避難経路等を確認して、災害にしっかり備えましょう。

▼参考：八代市総合防災マップ

非常時持ち出し品の準備&チェック

いざというときにすぐに持ち出せるように、日ごろから準備・点検しておきましょう。事前に準備出来ているか。チェック☑しましょう。

非常時持ち出し品(例)

携帯ラジオ



- ラジオ
- 電池（多めに用意）

救急医療品



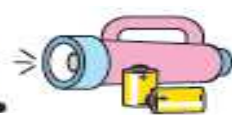
- 常備薬 □鎮痛剤
- 傷薬 □包帯
- 風邪薬 □胃腸薬
- ばんそうこう

貴重品



- 現金 □預金通帳
- 印鑑 □免許証
- 健康保険証 □権利証書

懐中電灯



- 懐中電灯（できれば一人にひとつ）
- 電池（多めに用意）

非常食品等



火を通さなくて食べられるもの、食器など

- 非常用食品 □紙皿 □ミネラルウォーター
- 缶切り □水筒 □栓抜き
- 缶詰 □紙コップ

その他



- 衣類（下着・上着など） □タオル
- 生理用品 □粉ミルク
- 離乳食 □紙おむつ
- ウェットティッシュ □カッパ
- ヘルメット □ライター
- ラップフィルム □携帯電話の充電器
- 防災マップ

非常時備蓄品(例)

災害復旧までの数日間（最低3日）を生活できるようにチェック☑しましょう。

飲料水



- 飲料水としてペットボトルや缶入りのミネラルウォーター（1人1日3リットルを目安に）
- 貯水した防災タンクなど

非常食品



- お米（缶詰・レトルト・アルファ米も便利）
- 缶詰・レトルト食品
- 梅干し・調味料など
- ドライフーズ・チョコレート・アメ（菓子類など）

燃料



- 卓上コンロ
- ガスボンベ
- 固形燃料

その他



- 生活用水（風呂・洗濯機などに貯水）
- 毛布・寝袋・洗面用具・ドライシャンプーなど
- 調理器具（なべ・やかんなど）
- バケツ・各種アウトドア用品など

定期点検！

非常時持ち出し品は定期的に点検を！

いざというとき支障がないように、食品類の賞味期限や持ち出し用品の不備を定期的に点検しましょう。

避難生活が長引くときに便利なもの

携帯トイレ、使い捨てカイロ、裁縫セット、ガムテープ、地図、さらし、筆記用具（マジックなど）、スコップなど



過去の災害で役に立ったもの

ポリタンク、ホイッスル、予備の眼鏡・補聴器、ビニールシート、新聞紙、補助用具としてロープ、スコップ、ボールやハンマー、のこぎり、車のジャッキなど

市税等の納期について

令和2年9月10日（木）納期限のもの

- ◆市県民税（特別徴収） 208期
- ◆農業集落排水使用料 8月分（7月使用分）
- ◆浄化槽使用料 8月分（7月使用分）

令和2年9月30日（水）納期限のもの

- ◆国民健康保険税 6期
- ◆介護保険料 6期
- ◆後期高齢者医療保険料 3期
- ◆市営住宅家賃等 9月分
- ◆簡易水道使用料 9月分（8月使用分）

※口座振替をご利用の方は、事前に口座の残高をお確かめください。

【問合せ】地域振興課 市民サービス係 電話67-2111



外出控え



密集回避



密接回避



密閉回避



換気



咳エチケット



手洗い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めましょう



泉支所だより

9月号

- 発行 八代市泉支所
- 編集 泉支所地域振興課 Tel. 67-2111
- 発行日 令和2年9月1日

泉町の人の動き

- 【世帯数】 790世帯
- 【人口】 1741人
- 男 864人 女 877人
- 令和2年7月末現在

黒木さよ子さん（下縦木）が黄綬褒章を授章されました！

黒木さよ子さん（下縦木）が、令和2年春の褒章において、黄綬褒章を授章されました。黄綬褒章は、褒章の一種で多年にわたり仕事に励んでこられた、人々の模範たるべき人に対して授与される栄典です。黒木さんは、郵便集配受託者として業務に精励されたとして授章されたものです。褒章伝達式及び毎年5月に皇居で行われている授章者の天皇陛下拝謁は、新型コロナウイルス感染拡大で中止となり、勤務先の五家荘郵便局で伝達されました。



▲黄綬褒章を授章された黒木さん

キラリ泉人～泉町の素敵な方をご紹介します～

黒木さんは、平成4年4月から郵便局より委託された郵便集配受託者として、仁田尾地区の一部と縦木地区の約50世帯に郵便の集配業務をされています。黒木さんは、嫁ぎ先の祖父の代から三代にわたり、この業務を請け負い、日々の集配を行っていらっしゃいます。この度の授章をお聞きになったときは「驚きしかなかった」そうですが、「地域の方々や家族の理解があって、このような章をいただくことができた」とおっしゃっています。五家荘地域での郵便集配業務は、大雨や積雪等による道路障害もありますが、黒木さんはそのような状況下においても、地域の方々の大切な郵便物やお荷物をお届けすることができるよう、細心の注意を払いながら業務を行っているそうです。また、泉校区福祉協議会のふれあい委員として、高齢者の多い地域住民への声かけ等、見守り活動も積極的に行われ、小さな異変にも気づけるよう心がけているとのこと。最後に、黒木さんは「今後も受けた仕事をきっちりと行い、地域住民の皆様のお役に立てるよう頑張っていきたい」と話してくださいました。この度の授章、誠にありがとうございます。

上田優子さん（平）へ法務大臣感謝状伝達式が行われました！

8月19日（水）、泉支所において、上田優子さん（平）への法務大臣感謝状伝達式が行われました。これは人権擁護委員（※）をお務めいただいた上田さんが、令和2年6月30日をもって退任されたことに伴い、法務大臣から感謝状が伝達されたものです。伝達式では、相良常氏熊本地方司法局八代支局長より感謝状が伝達され、市長に代わり坂口泉支所長と吉田和人八代人権擁護委員長より、感謝と慰労の言葉が送られました。感謝状の伝達を受け、上田さんは「皆様方との交流を続け、今度も人権擁護に関っていきたい」とご挨拶されました。



▲感謝状を受け取られた上田さん

上田さんは、平成21年から10年8か月にわたり、人権擁護委員として、人権意識の向上を目的に、小・中学校などで積極的に活動を行われました。また、人権に関する相談業務などにも熱心に取り組んでいただきました。上田さんのこれまでの活動に対して心より感謝申し上げますとともに、今後益々のご健勝とご活躍をお祈り致します。

（※）人権擁護委員とは？

人権擁護委員法に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をしている民間の方々です。人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもので、諸外国に例を見ない制度として発足しました。人権擁護委員は無報酬ですが、現在、約14,000人が法務大臣から委嘱され、全国の各市町村に配置されて、積極的な人権擁護活動を行っています。

野焼きは原則禁止されています！

野焼きの例外について

野焼きは、廃棄物処理法において原則禁止されていますが、農業を営むためにやむを得ないものとして行われる野焼きは、例外として認められています。

農業を営むためのやむを得ない野焼きの例

農作物の残さや、冬の間たまった枯草を燃やして灰にするなど、農業を営むためにやむを得ないものとして行われるものに限られます。

近隣住民の方への配慮について

農業を営むうえのやむを得ない野焼きをする場合でも、近隣住民の方に迷惑がかからないよう、以下のことに十分配慮しましょう。

- ① 風の向きや強さ、行う時間帯を考慮しましょう。
⇒「夜間」や「早朝」なら大丈夫だろうと思われがちですが、時間帯はあまり関係ありません。
- ② 煙の量や臭いが近隣住民の方の迷惑にならない程度の少量にとどめましょう。
⇒農作物の残さや枯草を良く乾かすことで煙の発生量が抑えられます。
- ③ 近隣住民の方に事前に一声かけましょう。
⇒農業を営むためのやむを得ない野焼きと知らずに、警察や消防等に通報されたり、「洗濯物に臭いが付くので困る」「煙と臭いで目やのどが痛い」といったトラブルを避けるには、事前に一声かけるなどの周知をしましょう。

▲参考：くまもとグリーン農業ホームページ（熊本県農業技術課 地下水と土を育む農業推進班）



野焼き

ブロック積み

ドラム缶

一斗缶

ふれあいセンターいずみからのお知らせ

【レストラン特別メニュー】

そんなあなたは 野栗線上手（やりくりじょうず）

栗御飯 / 栗と秋野菜の揚物 / 地鶏の味噌焼き
秋野菜料理2品 / デザート / 汁物 / 漬物
計8品 1,620円（税込）

期間：令和2年9月12日（土）～29日（火）



▲今月の特別メニュー

【問合せ】ふれあいセンターいずみ 電話67-3500 ※定休日：毎週水曜
ショップ（平日） 9時～16時 （土日祝日）9時～17時
レストラン（平日） 11時～16時 ※オーダーストップ15時30分
（土日祝日）11時～20時 ※オーダーストップ19時



外出控え



密集回避



密接回避



密閉回避



換気



咳エチケット



手洗い

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めましょう

秋の全国交通安全運動が実施されます！

9月21日（月）～30日（水）までの10日間、『秋の全国交通安全運動』が実施されます。また、9月30日（水）は『交通事故死ゼロを目指す日』です。交通ルールの遵守と正しい交通マナーを身につけることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的に行われます。交通事故に遭わない、遭わせないためにも、交通ルールと正しい交通マナーの再確認をしましょう。

▼参考：内閣府啓発ポスター

運動の実施期間 令和2年9月21日（月）～30日（水）

交通事故死ゼロを目指す日 令和2年9月30日（水）

運動の全国重点

子どもを始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保

■歩行者の交通安全

車両の運転者は横断歩道における歩行者優先のルールを徹底しましょう。歩行者は交差点では信号確認をして、横断歩道でも走行車両がないことを確認してから渡りましょう。

■自転車にも交通ルールがあります

～自転車安全利用五則を守りましょう～
①自動車は、車道が原則、歩道は例外
②車道は左側を通行
③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
④安全ルールを守る

高齢運転者等の安全運転の励行

■高齢運転者による事故が多く発生しています

安全運転について家族で話し合ってみましょう。運転免許証を返納する制度があります。運転に不安を感じたら、警察の安全運転相談窓口で相談してみましょう。

■シートベルトはどこに座っても必ず着用

どの座席でも必ず「シートベルト」を着用、6歳未満の幼児は「チャイルドシート」を使用してください。「チャイルドシート」は、子どもの体格に合ったものを正しく使用しましょう。

夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

■秋の夕暮れの運転には注意をすること

夕暮れ時や夜間の時間帯は、反射材を身につけて自分の位置を知らせることで、事故を防ぐことができます。夕暮れ時には自動車や自転車の早めのライト点灯を心がけましょう。

■お酒を飲んだら運転しない 妨害運転をしない

わずかなお酒でも、運転能力・判断能力を鈍らせます。飲酒運転を根絶しましょう。また、ゆすり合いの気持ちを持って「あおり運転（妨害運転）」はやめましょう。

今年は5年に一度の「国勢調査」が実施されます！

5年に一度の日本で最も重要な統計調査「国勢調査」が、10月1日に実施されます。国勢調査は、1920年（大正9年）にはじまり、今年100年目を迎える大切な調査です。これまでも生活環境の改善や防災計画など、わたしたちの生活に欠かせないさまざまな施策に役立てられてきました。9月中旬から市内全世帯に国勢調査員が調査書類を届けますので、ご協力をお願いします。

かんたん便利なインターネット回答をご利用ください

■インターネット回答期間 令和2年9月14日（月）～10月7日（水）

■調査票（紙）での回答期間 令和2年10月1日（木）～10月7日（水）

※詳しくは、広報やつしろ9月号をご覧ください。